

医療法に基づき条例及び規則で定める基準の変更（案）の概要

1 変更の趣旨

病院等の既存病床数及び申請病床数の算定にあたっての補正の基準、病院及び診療所に係る施設・人員配置の基準の一部については、厚生労働省令に倣い、平成25年4月1日から県の医療法施行条例及び医療法施行条例施行規則で定めています。

今般、厚生労働省令で示されている基準の一部が変更されたことを踏まえ、県が条例及び規則で定めている下記の基準を変更することとします。

2 条例及び規則で定める基準の変更案の概要

(1) 条例及び規則で定める基準の変更の考え方

以下のとおりとしたいと考えます。

項目	変更案
①既存病床数及び申請病床数の補正等の基準	国の基準のとおり (具体的には (2) ①のとおり)
②病院の人員の基準	国の基準のとおり (具体的には (2) ②のとおり)

(2) 具体的な内容

①既存病床数及び申請病床数の補正等の基準

既存の病床数等を算定する際、放射線治療病室は、専ら放射線治療を行うために用いられることから、病床数に算定しないこととしておりますが、このたび、新たに医療法に規定された放射線治療病室のうち特別措置病室については、既存の病室に措置を講じて使用するものであり、放射線治療患者以外の患者を入院させることができますので、病床数に算定することとします。そのため、算定しないこととしている放射線治療病室に特別措置病室を含まないことを明らかにするものです。

②病院の人員の基準

病床数が100以上の病院については、栄養士を1名配置することとしておりますが、これを栄養士又は管理栄養士を1名配置することに変更するものです。

3 施行期日

令和6年4月1日